

(様式 3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	岐阜県	市町村名	多治見市	大学名	
派遣日	令和3年8月19日(木曜日) 9:30~11:30 9:30 挨拶:多治見市教育委員会教育次長 9:35 多治見市の取組と課題:多治見市教育推進課主幹 9:40 研修の経緯、目的、講師紹介:多治見市外国籍等児童生徒相談員 9:45 講義「これからの外国人児童生徒等教育」 ~子どもたちの明るい未来のために~ 講師 築樋 博子氏 11:05 質疑応答:参加者全員 11:30 終了				
実施方法	※いずれかに○をつけてください。 <u>派遣</u> / 遠隔				
派遣場所	多治見市役所 駅北庁舎 4階 大ホール				
アドバイザー氏名	豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育相談員 築樋博子氏				
相談者	多治見市教育委員会 多治見市立小中学校長・教頭・教諭・多治見市外国籍等児童生徒相談員・支援員				
相談内容	【外国籍児童生徒の就学促進について】 ・住民登録上は存在するが、実態の見えない児童生徒が数名いる場合の解決方法。 ・「学籍」の捉えが市町により異なり、転入の際に「除籍」の状態でも市に登録される児童生徒についての実態調査をどのように行えばよいか。 【特別の教育課程について】 ・「特別の教育課程」の各学校への周知。 ・「個別の指導計画」が、市教委所属の相談員作成になっており、学校への参加を促したい。 ・加配教員の存在しない散在地区のため市費による日本語指導員が各校を巡回する。その状況の中でできる特別の教育課程による「日本語指導」の評価方法や、教科につながる日本語指導の方法。 【学校・学級】 ・学校・学級における外国籍等児童生徒への配慮や支援方法。				
派遣者からの指導助言内容	1.外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受け入れについて ・子どもの学習権は基本的人権であり、国際規約によって保障されている。 ・子どもへの日本語指導は法令によって確保されている。 ・日本語指導が必要な子どもは増加を続け、特別の教育課程としての編成、実施について新学習指導要領にも記されており、さらに、学習評価についても具体的に評価方法が「30 文科初第 1845 号文書」にて通知されている。 2.外国人児童生徒教育の考え方 ・生活言語と学習言語の習得方法の違い、母語と第二言語の力との関係について。 ・日本語の力は、担任や日本語指導者など複数人によって判断することが望ましい。「DLA」ができない場合は、学級での授業の様子や仲間との様子も見て「JSL 評価参照枠」を参考に判断することも考えられる。 ・発達段階により、言語習得方法の特徴は異なる。 3.外国人児童生徒理解 ・具体的な児童生徒、保護者支援の方法。 ・算数、数学領域には母国や成育歴によりつみあげ式の学習をする必要がある。 ・実技系教科については、母国での学習経験との違いから支援が必要な場合もある。				

	<p>4.日本語指導の概要</p> <ul style="list-style-type: none">・日本語指導の具体的な段階や指導方法。・JSL カリキュラムの具体的な活用方法。 <p>5.多文化共生の学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・自治体の指導体制の例：体制整備、教職員への研修、翻訳文書の整備・指導教材、日本語初期支援コース、日本語指導（学校）、母語支援・岐阜県は、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を実施し、7市で体制づくりの支援をしているので、近隣市の取組なども参考にするとよい。・日本語指導担当教員の配置は県によって基準が異なり、愛知県は日本語指導が必要な児童生徒 10 名以上在籍している学校に教員 1 名の配置がある。・学校外の機関や支援者とも、外国籍等児童生徒教育の取り組みを共有し、教育コミュニティを作ることが大切である。 <p>6.その他、質疑応答より</p> <ul style="list-style-type: none">・学級で落ち着きがなく、学習に向かえない児童生徒について、要支援的な視点で見守りつつ、母語の分かる支援者との時間を定期的を作り、様子を見守ることも一つの方法である。また、校内支援員の活用やユニバーサルデザイン、インクルーシブ教育の視点を取り入れた支援も日本語指導を必要とする児童生徒には有効である。・外国人保護者と学校の関わり方の一つとして PTA を巻き込み、役員を任せたり、調べ学習の対象として子どもの学習に関わったり、学校の保護者コミュニティに参加することが大事。PTA 側にも理解、協力を促すと良い。・日本語指導が必要な児童の全体授業について、担任は、長い目で見守り、学級の学習内容についていけなくても、日本語指導者の取り出し指導を適切に活用し、その学年でやり切れずとも、数年後できるようになることを目標として関わる。
相談後の方針の変化、今後の取組方針等	<ul style="list-style-type: none">・各学校長の外国籍等児童生徒支援及び理解、特別の教育課程についての理解が深まった。・外国籍等児童生徒支援に関する校内研修の必要性があると全ての管理職から要望があるため、まずは、外国籍等児童生徒相談員による研修などを行い、他に県の研修情報等を積極的に案内していく。・多治見市の取組として、管理職、学級担任、教科担任等と密に連携を取り、取り出し時には指導内容を管理職、担任等にその都度報告し、共有している方法は、これまで通り継続すると良い。・日本語と教科の統合学習について、日本語指導者には更なる研修が必要である。・就学については、今後も住民登録を元に、小学校新 1 年生については、就学時健診通知書を多言語で通知し、中学校新 1 年生については、就学の現況問い合わせと就学の案内を多言語で通知していく。・現在相談員が主体となって作成している個別の指導計画、評価方法については、相談員、支援員、担任等と連携し、相談しながら作成できる体制を整えていく。

1 枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。